

優待カード、協賛ポスター、協賛ステッカー及び協賛ミニのぼりデザイン使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、しずおか子育て優待カード事業実施要綱第6条の規定に基づき、優待カード、協賛ポスター、協賛ステッカー及び協賛ミニのぼりのデザイン（以下「カードデザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 カードデザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ様式第1号によるカードデザイン使用承認申請書に必要な書類を添付して、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 協賛店舗等を営む者又はその属する公的団体が、優待カード事業に関する目的で使用する場合において、カードデザインに変更を加えることなく使用するとき。

(使用承認)

第3条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、カードデザインの使用を承認するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するとき。
- (2) 静岡県のイメージを傷つけるおそれがあるとき。
- (3) 営利団体等が、自己の利益を確保することを主たる目的とするとき。
- (4) 優待カード事業に関する目的で使用する場合において、申請者が協賛店舗等を営む者又はその属する公的団体でないとき。
- (5) その他知事が不相当と認めるとき。

(使用上の遵守事項)

第4条 カードデザインの使用承認を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、知事の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに知事に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

2 カードデザインを使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

(承認内容の変更)

第5条 カードデザインの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ様式第2号によるカードデザイン変更使用承認申請書を知事に提

出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認の取消し)

第6条 知事は、カードデザインの使用がこの規程又は承認に当たり付した使用条件に違反していると認められるときは、その使用承認を取り消すことができる。

(使用期間)

第7条 カードデザインの使用期間は、使用を承認した日から、平成32年3月31日までを限度とする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

カードデザイン使用承認申請書

平成 年 月 日

静岡県知事 川 勝 平 太 様

申請者 住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者名） ⑩

下記のとおり、しずおか子育て優待カード・協賛ポスター・ステッカー・ミニのぼりのデザインを使用したいので申請します。

記

- 1 使用対象物件
 - 2 使用目的及び使用方法
 - 3 使用期間
 - 4 使用数量
 - 5 連絡先（担当者、電話番号等）
- ※ 使用方法、全体イメージがわかるような見本（レイアウト、スケッチ等）を付けること

様式第2号（第5条関係）

カードデザイン変更使用承認申請書

平成 年 月 日

静岡県知事 川 勝 平 太 様

申請者 住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者名） ⑩

平成 年 月 日付けで承認された内容について、下記のとおり変更したい
ので申請します。

記